

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

おおくま

2011年9月1日



ステーションプラザおおくまと街並み 2011. 8. 24撮影

大熊町民の皆様へ

東日本大震災と原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ早や6カ月を経過しようとしております。町民の皆様にも、長い避難生活に不安を抱いていることとお察し申し上げます。

ここ会津地方でも、稲穂が色づき始め初秋を感じられる季節になってきております。ふるさと大熊町の風景も脳裏に浮かんでくることと思えます。

現在の発電所の状況については、事故収束への工程表ステップ1で循環注水冷却システムを設置することができ、予定どおり進んでおり、ステップ2の目標である放射性物質を抑制し、燃料プール等の安定冷却に向けた道筋が計画されております。

原子力発電所との共存共生を図ってきた当町にとって、今回の事故は、これまで築き上げた信頼が一瞬にして砕けてしまう結果となりました。安全という神話に頼っていただけかもしれない。また、長期にわたる避難生活を余儀なくされている町民の皆さんを思うと、このような事態を考へること自体放棄していただけないかと遺憾に思うところではあります。

チェルノブイリと比較され、ヒロシマ、ナガサキからフクシマという名前が世界中に広がりました。そして、新たな

汚染地の拡大は今なお続いており、東日本を中心に、多くの県で対応に追われている状況です。

この様な迅速な対応が求められる状況下でありながら、政治の混迷が続いており、国による被災者、被災地対策が後手後手になっているようにしか見えないのは私だけでしょうか。

文部科学省の空間線量モニタリングの結果では、町内の測定場所によりかなりのばらつきがでております。

警戒区域は、国が買収し国有化を図るとの報道もありますが、当町としては、国の責任において放射性物質により汚染された地域の除染を、早急に実施してもらうべく、去る8月20日に「大熊町の除染に関する緊急要望書」を主務大臣に提出しております。

収束のめどがつかない中ではありますが、「生まれ育った町を廃墟にしてはならない。大熊町に全員で一日も早く戻る」という強い意志の下、町民と一体となって今後の目標となる復興計画を策定していきたいと考えておりますので、今後とも御指導、御協力の程、よろしくお願いいたします。

大熊町副町長 鈴木 茂



お知らせ

介護保険についてのお知らせ

東日本大震災に伴い、介護保険の次の手続きについてお知らせします。

◆東日本大震災に係る介護保険施設等の食費居住費に関する補助の適用期間の取扱いについて

- ・介護保険施設等の食費および居住費に関する補助の適用期間については、平成23年8月31日までとなっていました。被災地の状況等を踏まえ、平成23年9月以降も、当分の間、これを継続することが決定となりました。
- ・現在、大熊町は免除証明書を平成23年8月31日までの期間で発行していますが、厚生労働省の通達により免除証明書を不要とすることとなりました。今後は、免除証明書なしで、食費居住費の補助を受けることができます。
- ・食費及び居住費等に関する補助の適用期間の終了時期については、追って連絡します。

◆介護保険料減免措置について

原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退きもしくは屋内への待避に係る内閣総理大臣の指示、または、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方は、全額を免除することとなりました。

なお、4月年金天引き分で介護保険料を納付された方は、今年度中に還付する予定です。

◆介護認定有効期間の延長について

現在、震災の影響により要介護認定の更新ができない状態になっています。大熊町としては、申請を不要とし、前回の認定を1年間延長することとしました。

なお、区分変更は申請できますので、状態に変化が生じた場合はご連絡ください。

※1. 有効期間満了前に1年間延長した被保険者証を避難先へ送付します。

※2. 延長の対象にならない場合は、追って連絡します。

◆介護保険に関する申請書等について

介護保険に関する申請書等は、大熊町ホームページ臨時サイト

<http://www.town.okuma.fukushima.jp/kaigo.html>でダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

保健福祉課 介護保険係（内線517・519）

3km圏内の公益立入り(事業所)が認められました

東京電力(株)福島第一の原子炉施設の安全性評価がなされたことを受け、立入者の安全を十分確保した上で、3km圏内への一時立入りが認められました。

一時立入りする場合は、放射線管理者の帯同を要件とし立入りすることができますので、申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、原発から3km以上の公益立入り(事業所)については、放射線管理者の帯同がなくなりました。

また、事業所立入りの際には、サーベイメーター・線量計の手配が必要であり、貸し出し個数に限りがありますので日程調整させていただきます。

申請書等は、大熊町ホームページ臨時サイト http://www.town.okuma.fukushima.jp/tachiiri_koeki.html

でダウンロードできます。

詳しくは、下記窓口までお問い合わせください。

【申請窓口・お問い合わせ先】

大熊町災害対策本部 電話 0242-26-3861

警戒区域内への一時帰宅(2巡目の)お知らせ

大熊町災害対策本部では、現在、2巡目の一時帰宅の意向調査を郵送にて行っています。

一時帰宅は、9月下旬以降順次実施予定で、立入方法は自家用車が基本となります。また、自家用車が使用できない世帯は、バスでの立ち入りとなります。

野上地区から実施の予定ですが、日程等、詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

大熊町災害対策本部 電話 0242-26-3861

敬老会についてのお知らせ

現在町民の方々がふるさと大熊を離れ、避難生活をされていることから、例年開催してきた「敬老会」の開催を今年度は断念しました。

また、町として長寿をお祝いする「敬老祝金」については、敬老者の銀行口座に振込みをもって支給することとしました。

9月中に振込口座指定のための「支払金口座振替依頼書」の提出を依頼しますので、ご協力をお願いします。

なお、避難先の住所の届け出がないと、大切な通知などが届きませんので、併せてご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係(内線520)

東日本大震災による被災車両に係る税制上の特例措置について

東日本大震災によって被災し滅失した自動車、原子力災害による警戒区域内用途廃止自動車(「対象区域内用途廃止等自動車」)および代替自動車は、申請により重量税が免除、自動車取得税、平成23年度から平成25年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になるなどの特例措置が受けられます。

◆重量税

東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、自動車の永久抹消登録、自動車重量税に係る還付申告書を提出することにより自動車重量税が還付されます。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

◆自動車取得税

大震災で滅失・損壊した自動車、「対象区域内用途廃止等自動車」の代替自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税が非課税となります。

既に代替自動車を取得された方は、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県に申請することにより、納付した自動車取得税の還付を受けることができます。

必要な手続きについては代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県税事務所にお問い合わせください。

◆自動車税・軽自動車税

大震災で滅失・損壊した自動車、「対象区域内用途廃止等自動車」で、被災車両として永久抹消登録をした自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。

また、申請により代替車両の平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税となります。

◇申請窓口

普通自動車・・・代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県税事務所

軽自動車・・・代替自動車の主たる定置場が所在する市町村軽自動車税担当部署

【お問い合わせ先】

税務課(内線512・513)

大熊町役場会津若松出張所閉庁日のお知らせ

大熊町役場会津若松出張所は、9月から毎週日曜日および祝日を閉庁日とし、日直にて対応させていただきます。(土曜日については、通常の業務を行います)

なお、日直業務は次のとおり、戸籍業務等の一部業務を行います。

◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分

◆日直業務

- ・戸籍関係届出書の受領(出生、婚姻、死亡届等)
- ・各種証明書交付申請書の受付
(後日、証明書等を郵送します)

◆郵便での請求

各種証明書を郵便で請求することもできます。請求の方法については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 電話 0242-26-3844
住民課(内線542・547) 税務課(内線512・513)

被災自動車の永久抹消登録・自動車重量税特例還付申請の受付

「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災者への自動車関係支援連絡会議」が、東日本大震災において滅失または使用不能になった自動車および福島第一原子力発電所から半径20km圏内の警戒区域に放置された自動車で当該自動車を再使用または譲渡する意思のない自動車の永久抹消および自動車重量税特例還付申請を無料で受付します。

◆被災自動車の永久抹消等の申請受付

○受付期間

平成23年8月22日(月)～平成24年3月11日(日)

○受付時間(土・日・祝日を除く)

午前9時～12時、午後1時～4時

○受付電話番号 024-539-6262

◆被災自動車の永久抹消等の出張受付

同支援連絡会議は、被災自動車の永久抹消等の出張受付を行います。

- ・9月13日(火) 午前10時～午後3時
大熊町役場会津若松出張所2階会議室
- ・9月14日(水) 午前10時～午後3時
安積行政センター第1会議室(郡山市)
- ・9月21日(火) 午前10時～午後3時
相馬市コミュニティセンター1階研修室

【お問い合わせ先】

《登録自動車》 福島運輸支局登録部門
電話050-5540-2015

《軽自動車》 軽自動車検査協会福島事務所
電話024-546-3222

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センターの設置について

福島県弁護士会は、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が紛争解決センターを実施すること等に対応するため、「福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター」を設置し、9月1日より受け付けを開始します。

この救済センターでは、主に、原子力損害賠償に関する法律相談を担当する弁護士の紹介、紛争解決センターの和解仲介申立代理を行う弁護士の紹介等を行います。

◆受付 平日午前10時～午後3時

◆電話 024-533-7770

申し込みをされた方は、自身で救済支援センターから紹介された弁護士の法律事務所に予約し、相談、依頼をすることになります。その場合、法律相談の相談料は無料です。和解仲介申立代理は有料ですが、個人の方は原則として日本司法支援センター(法テラス)の法律扶助を利用して弁護士費用の立て替えを受けることができます。

【お問い合わせ先】

福島県弁護士会事務所

電話 024-534-2334



東邦銀行ATMサービス休止のお知らせ

東邦銀行では、勘定系システム更改のため、下記の期間中すべてのオンラインサービスが休止となります。

休止期間中は、全国すべてのATMにおいて、東邦銀行のキャッシュカードによる取引ができなくなります。

◆休止期間

平成23年9月17日(土)～9月19日(月・祝日)

【お問い合わせ先】

(株)東邦銀行 営業統括部 営業企画課

電話 024-523-3157

ハローワーク会津若松から出張相談のお知らせ

ハローワーク会津若松では、専門職業相談員が皆様の職業生活全般に係る出張相談を実施します。

就職に関するご相談や年金事務所、労働基準監督署による、年金、社会保険、労災補償の相談も併せて実施しています。※年金事務所、労働基準監督署の同行日は事前にご確認ください。

◆出張相談内容

- ・職業相談等の実施
- ・求人情報等の提供
- ・職業訓練情報の提供と相談

◆出張相談日程表

日時	場所
9月1日(木) 午前9時～12時	大熊町役場 会津若松出張所2階会議室
9月5日(月) 午前9時30分～12時	松長近隣公園仮設住宅 集会所
9月6日(火) 午前9時30分～12時	河東学園仮設住宅 集会所
9月7日(水) 午前9時30分～12時	扇町1号公園仮設住宅 集会所
9月8日(木) 午前9時～12時	大熊町役場 会津若松出張所2階会議室
9月12日(月) 午前9時30分～12時	亀公園仮設住宅 集会所
9月13日(火) 午前9時30分～12時	東部公園仮設住宅 集会所
9月15日(木) 午前9時～12時	大熊町役場 会津若松出張所2階会議室
9月20日(火) 午前9時30分～12時	河東学園仮設住宅 集会所
9月20日(火) 午後1時30分～4時	松長近隣公園仮設住宅 集会所
9月21日(水) 午前9時30分～12時	扇町1号公園仮設住宅 集会所
9月22日(木) 午前9時～12時	大熊町役場 会津若松出張所2階会議室
9月26日(月) 午前9時30分～12時	亀公園仮設住宅 集会所
9月27日(火) 午前9時30分～12時	東部公園仮設住宅 集会所

【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局

ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

新潟県で町政懇談会を開催しました

7月29日に新潟県柏崎市で開催した町政懇談会の主な質疑応答を掲載します。

当日は、新潟県内外から約80人の町民の皆様にご参加いただきました。



Q1. 3月11日の避難指示の際、町民には情報が伝えられなかった。町には政府からどんな指示があったのか。

A1. 3月11日は、津波の被害を受けた方々、原発3km圏内の方々に体育館、中学校に避難してもらいました。国からは、「原発が不安定な状態にあるので、念のためバスを用意します」と向こうから話がありました。12日の5時45分、当時の細野補佐官から「10km圏外へ避難するようにと菅総理からの指示です」との連絡があり、避難指示が出たので、急遽バスで田村方面へ住民の皆さんに避難してもらいました。ただ、メルtdown等の細かい点については報告はありませんでした。

Q2. 町は住民のことを考えて、防災無線で貴重品は持ってくるよう指示すべきだったのではないか。

A2. もう少し丁寧な連絡をすべきでした。「いついつまで帰れないのだから、大事なものは持って行ってください」と言えばこんな苦勞をすることはなかったと言われました。しかし、あの当時は3、4日ぐらいで帰ってこれると考えていました。

Q3. 柏崎市からバスを出してもらって、ふるさと祭りなど、元気な皆さんに会える機会を作ってほしい。

A3. 町民が一堂に集うということについては、大事なことだと思っています。ふるさと祭りはぜひやりたいと思っています。

Q4. 一時帰宅をしたら空き巣に入られていた。損害賠償は認められるのか。ガラスが割られていて応急処置はしてきたが、もう一度帰宅してビニールシートを張るなどしてきたい。

A4. 2巡目の一時帰宅は、国、保安院と検討しながら実施の体制をとっていきたいと思います。家などの補償は、指針の条文の中では、戻れなくて管理ができない場合の価値の減分については補償しますとなっています。

Q5. 3次避難は来年の3月31日までとなっているが、事故が収束して大熊町に帰れる日まで、今の3次避難所に住めないか。

A5. 大熊町がどのような状況で帰れるのかを検討した中で、きちんと住宅は確保いたしますので安心してください。

Q6. どの県に避難しても同じ補償を受けられるように、県に申し入れしてほしい。

A6. 国ではそういう扱いをするよう全国に指示を出していますが、各県が了解して、その県が借上げの手続きを取り、福島県がかかった費用をその県に支払う制度のため、なかなか進まないようです。他の県でも実施いただけるようさらに要請します。

Q7. 除染が始まるとして、どのレベルだったら帰っていいか考えはあるか。

A7. 基準を決める会議を国で持つので、まずは国の考え方を待ちたいと思います。最終的には町としてどのように戻るとか、部分的に戻るとか、町民の皆さんの意見も聞きながら判断をしていかなければなりません。

Q8. 義務教育の対策はとられていると思うが、高校生や大学生、大学進学を諦めた子どもたちへの対応はどうか。

A8. 義務教育は何とか町で学校を立ち上げました。高校生についてはサテライト方式でそれぞれに散っています。双葉郡から高校がなくなるのではないかと不安もあるが、できるだけ早い対応を県としても真剣に取り組んでもらえるよう要望を続けていきます。大学進学等、経済的理由で断念せざるを得ない生徒については町として奨学資金などで対応していきます。

Q9. 私たちの子孫が「大熊町は良かったんだ」と「あの時の対応は間違ってたんだ」というような対応をぜひお願いしたい。

A9. 我々の子どものためにも、子孫のためにも現時点の力を絞り出して、きちっとした対応をして参りたいと思います。皆様方からのご協力をよろしくお願いいたします。

あらかると



グラウンドゴルフでお別れ会

7月末で2次避難所である休暇村裏磐梯から移る人たちのお別れ会を兼ねて、7月25日、同施設でグラウンドゴルフ大会が開催されました。

大会は、お世話になった休暇村からの協賛もいただき、参加した22人は、別れを惜しみながらも、楽しくプレーしました。

霞が関で意見交換

—大熊町復興構想検討委員会—

大熊町復興構想検討委員会のメンバー8人が、東京都霞が関を訪問し、経済産業省と文部科学省との情報・意見交換を行いました。現地では、除染後の大熊町の復興に向けての方策や、雇用創出につながる新たな産業について、様々な質問や意見を投げかけました。

委員会は、今後の大熊町の道筋を模索し、積極的に復興に向けてのビジョンを策定しています。



お 願 い

大熊町では、毎月1日発行の広報おおくま以外にも、お知らせ版を毎月15日に郵送しています。

現在お住まいの住所から移動する場合には、必ず大熊町役場まで連絡してください。

また、現在町民の皆さんにいち早く新しい情報をお届けするためにメールマガジン送信や、電子

回覧板の貸し出しを行っています。電子回覧板は、町民の方ならどなたでもご利用できますので、役場企画調整課までご連絡ください。また、詳細な情報はブログやホームページで掲載していますので、ぜひご利用ください。



《間違い電話にご注意ください》

大熊町役場会津若松出張所の代表番号との間違い電話が報告されています。

代表番号は **0242-26-3844** ですので、ご確認の上、お電話ください。

大熊町の思い出

22競技で熱戦—町民体育祭—



平成22年度町民体育祭が今年の9月5日、総合グラウンドで催されました。

体育祭では例年にない猛暑の中、小学生による「おしろいたっぷり」から、恒例となった地区採点種目「鉄人リレー」までの22競技で熱戦が繰り広げられました。